

**令和 6 年度厚生労働省委託
「E B P M推進に関する業務一式」事業**

第 2 回 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時 令和 7 年 2 月 13 日（木）15:00～17:00

場 所 WEB 会議形式にて開催

- 議 事
- 1 E B P M実践の取組状況の検証
 - 2 今年度の取組で見えた課題
 - 3 検証結果取りまとめ（案）
 - 4 その他

配付資料

- 資料 1 行政事業レビューシートの点検（詳細チェック）について
- 資料 2 行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について
- 資料 3 重点フォローアップ事業への支援・助言について
- 資料 4 その他 E B P Mの取組について
- 資料 5 今年度の取組で見えた課題について
- 資料 6 来年度の取組について
- 資料 7－1 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ（案）のポイント
- 資料 7－2 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ（案）

参考資料

- 参考 1 行政事業レビュー実施要領（令和 6 年 4 月 22 日改正：行政改革推進会議）
- 参考 2 令和 6 年度行政事業レビューにかかる行動計画
（令和 6 年 4 月 23 日：厚生労働省）
- 参考 3 第 1 回厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会議事概要

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

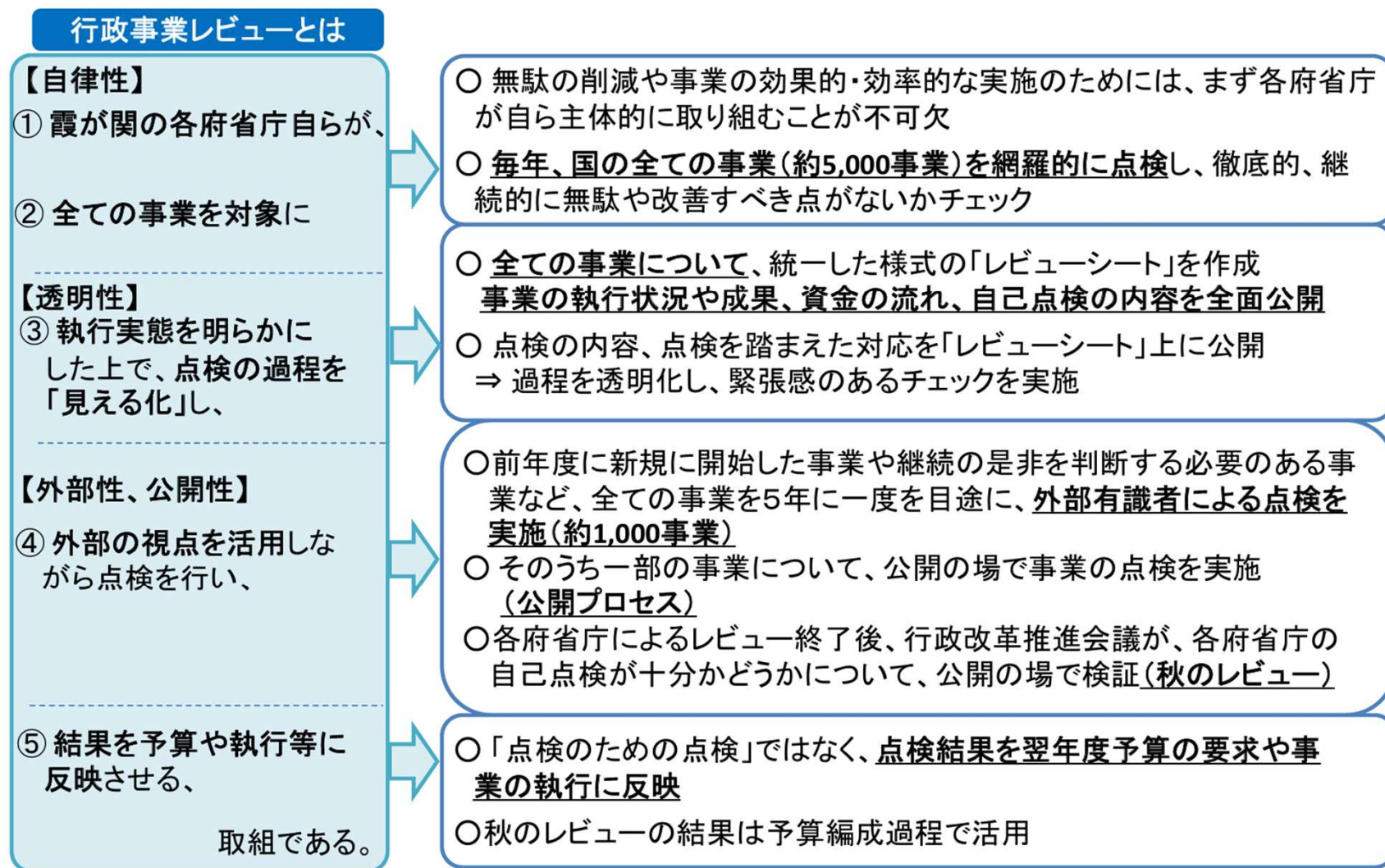
行政事業レビューシートの点検 (詳細チェック)について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



行政事業レビューとは、毎年、国の全ての事業を対象に、事業の執行状況や成果を点検し、点検結果を翌年度予算の要求や事業の執行に反映させる取組である



行政事業レビューの実施に当たっては、実施要領や作成要領、作成ガイドブック等の執務参考資料が整備されており、RSシステムにより、作成・公開が行われている

行政事業
レビュー
実施の
基本的な
考え方・
ルール

行政事業レビュー実施要領（平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和6年4月22日最終改訂）

- 総論（基本的な考え方、体制整備）
- 事業の点検等
- 基金の点検等
- 行政改革推進会議による検証等

行政事業レビューシート作成要領
（令和6年4月22日最終改訂）

- レビューシートの作成主体
- レビューシートの記載（基本事業、各欄説明）
- 独立行政法人に対する運営費交付金にかかる事業のセグメントシートの記載 等

基金シート等作成要領
（令和6年4月22日最終改訂）

- 基金シートの記載（各欄説明）
- 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の記載（各欄説明） 等

行政事業
レビュー
シート等
の作成・
公開

レビューシートシステム（RSシステム）
（令和6年4月稼働）
レビューシート等の入力等を一元で行うことができるシステム。
令和6年度からは、各府省庁がRSシステムで作成したシートを、「**行政事業レビュー見える化サイト**」において一元的に公開しています。

行政事業レビュー見える化サイト
URL : <https://rssystem.go.jp>

本資料

行政事業レビューシート作成ガイドブック
レビューシートを政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用し、**基礎的なEBPMを実践するための考え方・具体的な方法**

I 前提
各府省庁において行政事業レビューを通した**基礎的なEBPM実践を推進するための基本的な考え方**

II 総論
各府省庁の行政事業レビューシートの**品質管理**を担う推進チーム構成員・レビューシート作成責任者である事業所管部局の課室長、レビューシート作成担当者が共通して理解すべき考え方
担当管理職必読

III 実践
実際のレビューシート作成時に留意すべき**各欄記載のポイントやケーススタディ**
作成担当者必読

別冊

別冊1 基金シート作成ガイドブック
基金シート作成による基金事業のEBPM徹底のための考え方・具体的な方法

別冊2 行政事業レビューシート・基金シート改善のヒント ～改善事例集～
レビューシート・基金シートの具体的な優良事例と解説

別冊3 行政事業レビューにおける自己点検のポイント ～公開プロセスを含めた政策効果の最大化に向けた工夫～
事業の点検・政策効果の検証を次の改善につなげるための心構え・具体的な方法

METRICS WORK CONSULTANTS INC.

出典：内閣官房行政改革推進本部事務局「行政事業レビューシート作成ガイドブックVer1.1」
https://www.gyokaku.go.jp/review/img/R06sakusei-guidebook_ver1-1.pdf

2

青枠部分(事業の目的～事業の概要)が内容確認を要する記載欄である

基本情報

組織情報	府省庁					
	事業所管課室					
	作成責任者					
	その他担当組織					
基本情報	予算事業ID		事業開始年度		事業終了（予定）年度	
	事業年度			事業区分		
政策・施策	政策所管	政策		施策		政策体系・評価書URL
関連事業				主要経費		
概要・目的	事業の目的					
	現状・課題					
	事業の概要					
	事業概要URL					
根拠法令	法令名	法令番号		条	項	号・号の細分
関係する計画・通知等	計画・通知名			計画・通知等URL		
補助率	補助対象	補助率	補助上限等		補助率URL	
実施方法						
備考						

青枠部分(アクティビティ～短期アウトカム)が内容確認を要する記載欄である

アクティビティからの発現経路 10-11-12-13-14

アクティビティ					
活動目標及び活動実績(アウトプット)	活動目標			活動指標	
	定性的なアウトカムに関する成果実績			成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由			アウトカムを複数段階で設定できない理由	
活動・成果目標と実績		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	当初見込み/目標値				
	活動実績/成果実績				
↓ 後続アウトカムへのつながり					
短期アウトカム	成果目標			成果指標	
	定性的なアウトカムに関する成果実績			成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由			アウトカムを複数段階で設定できない理由	
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	目標年度 2025年度	
	当初見込み/目標値				
	活動実績/成果実績				
	達成率(%)				
↓ 後続アウトカムへのつながり	--				

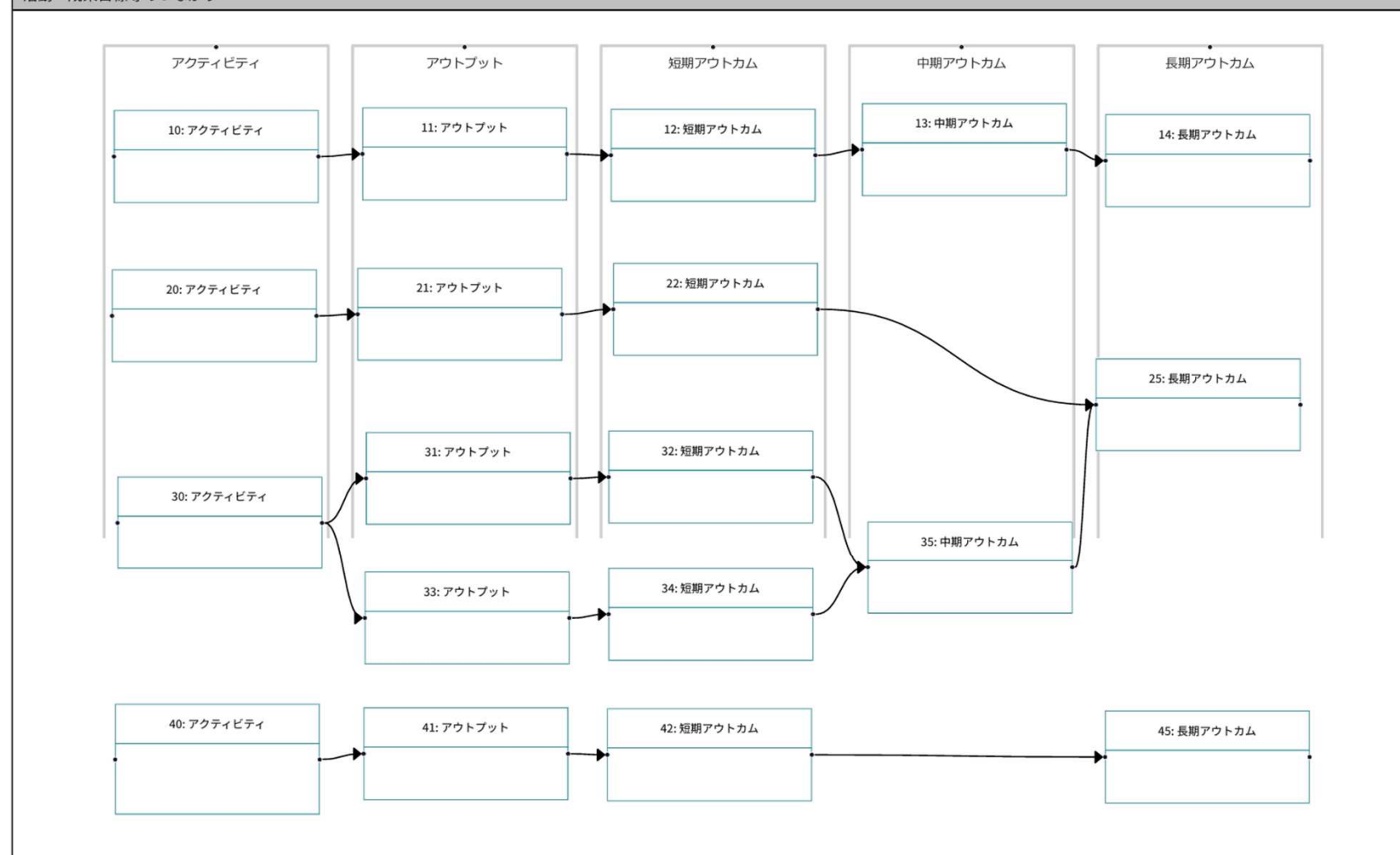
青枠部分(中期アウトカム～長期アウトカム)が内容確認を要する記載欄である

中期アウトカム	成果目標				成果指標			
	定性的なアウトカムに関する成果実績				成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）			
	定性的なアウトカム目標を設定している理由				アウトカムを複数段階で設定できない理由			
活動・成果目標と実績		2024年度	2025年度	2026年度	目標年度 2027年度			
	当初見込み／目標値							
	活動実績／成果実績							
	達成率(%)							
↓ 後続アウトカムへのつながり								
長期アウトカム	成果目標				成果指標			
	定性的なアウトカムに関する成果実績				成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典）			
	定性的なアウトカム目標を設定している理由				アウトカムを複数段階で設定できない理由			
活動・成果目標と実績		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	最終目標年度 2030年度
	当初見込み／目標値							
	活動実績／成果実績							
	達成率(%)							

RSシステムでは効果発現経路が一覧で図示される

効果発現経路

活動・成果目標等のつながり

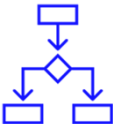


青枠部分(外部有識者による点検等)も踏まえながら、シートを作成・点検する必要がある

点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果			
	目標年度における効果測定に関する評価			
	改善の方向性			
外部有識者による点検	点検対象		最終実施年度	
	対象の理由			
	所見			
	公開プロセス結果概要			
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見		詳細	
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況	改善点・反映状況			
	反映額	会計	勘定	反映額(千円)
	詳細			
公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	区分		取りまとめ年度	
	取りまとめ内容			
	対応状況			
その他の指摘事項	指摘を受けた調査等の名称		指摘年度	
	指摘内容			
	対応状況			

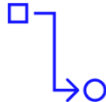
概要・目的では、事業を実施する目的や、現状(理想と現状とのギャップ)、その現状を引き起こしている課題、その課題を解決するための手段として事業の概要を記載する

項目	記載欄	記載事項・留意点
概要・目的	事業の目的 	- 事業を実施する目的として、事業実施によりどのような課題を解決し、どのような姿を達成することを目指しているのかという、事業所管部局の「意思」を具体的に記載する - ここでの課題とは、その事業によって直接解決しようとしている具体的な課題(=長期アウトカムで解決・改善の状態が示されるような課題)を指す - 閣議決定等が存在することのみの記載やその文言の形式的な引用など、抽象的・一般的な記載は避ける
	現状・課題 	- 事業対象の現状と課題の具体的内容について、「事業の目的」に対応する形で、データを用いて明確に記載する - あるべき姿やありたい姿と現状とのギャップを明確に記載する - 課題設定においては、解決策は埋め込まず、問題の説明に留める
	事業の概要 	「現状・課題」で示した課題について、どのような手段で解決しようとするか記載する - 様々なアクティビティを予定している場合は、それぞれに対応した記載となるよう留意する

主要なアクティビティ(活動)を漏れなく記載するとともに、アクティビティをどれだけ実施したかに関する活動目標・活動指標を記載する

項目	記載欄	記載事項・留意点
効果発現経路	アクティビティ 	- 事業全体を通じて得られた成果を的確に把握するため、途中段階でデータ等を確認しながら改善していく必要があると事業所管部局が判断する主要な活動については、漏れなく、重要なものから順に記載する - 事業の目的が複数ある場合、各目的に応じた効果の把握、改善の検討が可能となるよう、1つの効果発現経路の中に複数の目的が混在しないよう留意する
	アウトプット 	- アクティビティをどれだけ実施するか(したか)に関する活動目標(アウトプット)・活動指標(アウトプット指標)を記載する - 昨年度の行政事業レビューシートでは、アウトプット欄に事業の目的が記載されているものが多く見られたので注意する

事業の目的を達成した状態を踏まえて長期アウトカムを設定し、その実現に向けて、途中段階で改善の取組を行うための短期(・中期)アウトカムを設定する

項目	記載欄	記載事項・留意点
効果発現経路	短期(・中期) アウトカム 	- 長期アウトカムの実現に向けて、途中段階で、どのような情報を収集・参照しながら、どのように改善の取組を行うのかという観点から、目標・指標を設定する - 短期アウトカムには、異変が生じていないかを初期の段階で発見するため、短期間(原則1～2年程度)で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための目標・指標を設定し、事業実施期間等に応じ、途中段階での成果検証のための中期アウトカムを設定する - 途中段階での目標よりも、改善に係る工夫の内容等の方が事業の状況を適切に表すことができるような場合、それを目標・指標として設定することも検討する
	長期アウトカム 	- どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのかという観点で、目標・指標を設定する - その事業のみの成果で達成できると考える範囲で設定する - 事業終了予定年度あるいは原則5～10年程度で効果が発現すると考えられるものを設定する
	項目間のつながり 	アクティビティが、どのような過程を経て長期アウトカムに至るのかという、事業所管部局の目論見が、読んだだけで理解・納得できるよう、各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく記載する

対象事業の詳細な内容確認を行った上で、事業所管部局へフィードバックし、各部局が来年度に作成予定の行政事業レビューシートの見直し等を促す

■ 概要・目的

- 対象事業の行政事業レビューシート(以下、「RS」)について、[詳細な内容確認を行う](#)
- 事業所管部局は当該内容確認の[指摘事項を踏まえて、RSの見直しを行う](#)

■ 対象事業

- 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、10億円以上の新規事業
- 事業数は[108事業](#)
 - 大臣官房7、医政局6、健康・生活衛生局19、医薬局6、労働基準局9、職業安定局10、人材開発統括官5、雇用環境・均等局4、社会・援護局21、老健局4、保険局7、年金局7、政策統括官2、国立感染症研究所1

■ 方法

- 各記載欄の点検項目(後述)に対して、[点検の実施者が、十分記載されていると判断した場合は○、記載がない/不十分と判断した場合は、△を選択した](#)
- △については、[RS改善のための具体的なコメントを提示した](#)

■ スケジュール

- 令和6年度
 - 4月～9月 点検項目(後述)の見直し
 - 9月～2月 点検リストを用いた内容確認
- 令和7年度
 - 4月～8月 各部局への確認結果の送付、各部局でのRSの検討・作成

国民が事業の必要性・重要性を理解できるよう、論理的かつ分かりやすい記載になっているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目	
全般 	① 専門的な用語を用いる場合、注釈等で説明されているか	✓ 国民にも分かりやすい用語で説明しているか
事業の目的 	① 事業の最終目的(目指すべき姿)を明確化した上で、その達成に向けて事業がどのように寄与するのか記載されているか	✓ 事業の実施自体を目的として記載してしまっていないか
現状・課題 	① 事業の目的に対応する形で具体的な現状(問題)を記載しているか ② 現状(問題)に対応する形で具体的な課題(原因)を記載しているか ③ データを用いて記載しているか	✓ 現状(問題)と課題(原因)の両方を適切に記載しているか ✓ 事業実施上の課題(例:参加者が少ない)を記載してしまっていないか
事業の概要 	① 課題に対応する形で具体的に記載しているか	✓ 課題と対応する形で記載しているか

アクティビティを漏れなく記載するとともに、そのアクティビティの直接的な結果をアウトプットとして記載しているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目
アクティビティ 	① 事業の概要と対応する形で主要な活動を漏れなく記載しているか ② 国をアクティビティの実施主体として記載しているか ✓ 事業の概要で記載されている取組のうち、アクティビティとして整理されていない取組がないか ✓ 1つのアクティビティの中に複数の活動が入ってしまっていないか ✓ 補助金等の交付先を実施主体として記載してしまっていないか
アウトプット 	① アクティビティをどれだけ実施するか(したか)に関する活動目標を適切に*設定しているか ※記載が事業の目的になっていないか、事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になっているか等 ② 上記活動目標に対する活動指標を記載しているか ✓ 活動目標(アウトプット)に事業の目的や成果目標(アウトカム)を記載してしまっていないか

事業の目的や長期アウトカムを踏まえながら、事業の進捗・効果の確認にとって適切なアウトカムを設定しているか、点検を行った

記載欄	主な点検項目	
短期アウトカム 	① 短期間(原則1～2年以内)で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための成果目標が適切に*設定されているか ※事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になってしまっていないか等 ② 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか	✓ 短期間での効果発現が期待されるアウトカムを設定しているか ✓ 途中段階の目標よりも、改善に係る工夫の内容の方が事業の状況を適切に表すことができる場合には、それを目標・指標として設定することも可能である
中期アウトカム 	① 短期アウトカムから長期アウトカムに至るまでの中間的な変化に係る成果目標が適切に*設定されているか ※事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になってしまっていないか等 ② 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか	✓ 中間的な変化が期待できないものまで設定する必要はない

事業の目的に対応した形で長期アウトカムを設定しているか、点検を行った

記載欄

主な点検項目

長期アウトカム



① 事業の目的に対応した形で成果目標が適切に*設定されているか

※事業の進捗に伴い当然に達成される目標・指標になってしまっていないか等

② 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか

✓ 事業からもたらされる効果に対応したアウトカムを設定しているか

項目間のつながり



① 各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく、ロジカルに記載されているか

② 複数のアウトカムを設定している場合、短期、（中期）、長期アウトカムは、事業対象者や社会の段階的な行動変容や変化に関する記載となっているか

✓ 複数のアウトカムを設定している場合、各アウトカムが質的な変化となっているか

現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びギャップの原因を適切に記載することで事業を実施する必要性・重要性が伝わりやすくなる

記載欄	主な点検項目	主な指摘事項	主な助言内容
全般 	① 専門的な用語	専門的な用語が補足説明なく用いられている	✓ 「XXX」は一般的な用語ではないため、注釈等で定義・内容を説明してください
事業の目的 	① 最終目的の明確化	事業の実施自体を目的として記載されている	✓ 記載している事業の目的(例:調査結果を得る)は単なる手段ですので、その事業を通じて実現したい対象者・社会の姿を具体的に記載してください
現状・課題 	① 現状(問題)の記載	現状(問題)が記載されていない	✓ ありたい姿(目標の水準)と現状(現在の水準)とのギャップを記載してください
	② 課題(原因)の記載	課題(原因)が記載されていない	✓ ギャップを引き起こしている原因を記載してください
	③ データを用いた記載	データを用いて記載されていない	✓ 可能な限り、現状・課題の裏付けとなるようなデータを用いて記載してください
事業の概要 	① 課題に対応した記載	課題に対応した記載になっていない	✓ 課題を明確化した上で、対応関係が分かるよう事業の概要を記載してください

アクティビティ欄では、事業の概要で記載されている取組を漏れなく記載することで事業全体のロジックが分かりやすくなる

記載欄	主な点検項目	主な指摘事項	主な助言内容
アクティビティ 	① 漏れなく記載	- 一部の取組しか記載されていない - 効果発現経路が異なる取組が1つのアクティビティとして、まとめられている	✓ 事業の概要には複数の取組が記載されているので、主要な取組については漏れなくアクティビティとして記載してください ✓ 複数の取組が1つのアクティビティにまとめて記載（例：個別相談や研修を行うとともに、他機関との連携会議を実施）されているので、効果発現経路が異なる取組は別々のアクティビティとして記載してください
	② 国主体の記載	補助金等の交付先を主体として記載されている	✓ 国が行うのは「XXXの実施」ではなく、「XXXの実施に係る補助金の交付」であるため、国が実施主体となるよう表現を修正してください
アウトプット 	① 活動目標の適切な記載	アウトカムに相当するものが記載されている	✓ 記載しているアウトプット（例：生活の安定）」はアウトカムに該当するので、アクティビティの直接的な結果を記載してください
	② 活動指標の適切な記載	活動目標と整合していない	✓ アウトプット（例：セミナーの実施）と活動指標（例：セミナーで紹介したプラットフォームへの登録者数）が整合していないので、修正してください

アウトカム欄では、段階的かつ論理的にアウトカムを設定することで、事業の進捗・効果を適切に把握・評価することが可能となり、事業改善につながる

記載欄	主な点検項目	主な指摘事項	主な助言内容
アウトカム 	① 成果目標の適切な記載	・ アウトプットに相当するものが記載されている	✓ 記載しているアウトカム(例:助成金の支給)はアウトプットに該当するので、アクティビティを通じて生じさせたい対象者の変化を記載してください
		・ 長期アウトカムに至るまでのロジックに飛躍がある	✓ 短期アウトカム(例:動画の再生数増加)から長期アウトカム(例:健康指標の向上)までのロジックが飛躍しているので、中間的なアウトカム(例:動画視聴者の理解度向上、行動の実施)を設定してはいかがでしょうか
		・ 長期アウトカムが事業の目的と整合していない	✓ 事業の目的(例:国民の生活安定)と設定している長期アウトカム(例:支援した自治体における事業実施)が、整合していないため、再度設定を検討してください
	② 成果指標の適切な記載	・ 成果目標と整合していない	✓ アウトカム(例:受講者の理解促進)と成果指標(例:受講者数)が整合していないので、修正してください
項目間のつながり 	① ロジカルな記載	・ 項目間のつながりが不明瞭	✓ アウトプット(例:会議開催)からアウトカム(例:XXXへの理解度向上)のつながりを論理的に記載してください
	② 段階的な変化の記載	・ 各段階のアウトカムが質的な変化になっていない	✓ 短期アウトカム(例:新規登録者の増加)と長期アウトカム(例:登録者総数の増加)は質的に同じなので、各アウトカムと両者のつながりを再度検討してください

記載すべき内容を職員が十分に理解できていないことがつまずきの要因として考えられ、適切な記載を促すためには、RSに関する執務参考資料の職員への浸透が重要である

点検結果例(指摘事項)

■ 現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載する必要があるが、適切に記載されておらず、事業を実施する必要性・重要性が確認できなかった

■ アウトカムが適切(段階的かつ論理的)に設定されておらず、事業の進捗・効果を適切に把握・評価することが困難である

考えられるつまずきの要因

■ 職員が、**現状・課題欄に記載すべき内容を正しく理解できていない**のではないか

■ 厚生労働省の事業では、検査や調査等の継続的に実施している事業が多いことから、**アウトカムがイメージできず、アウトプットとの混同等が生じてしまう**のではないか

課題・対応策

- いずれの要因についても、**職員がRSに関する基本的な知識を十分に習得できていない**ことが考えられる
- そのため、行政改革推進本部事務局が作成しているRSに関する執務参考資料を**RS作成前に重点的に周知・啓発**を行ったり、**職員研修の場で積極的に活用**するなどして、**職員に浸透させることが重要**である

行政事業レビューシート政策効果の測定のポイント

[illegible]

行政事業レビューシートの点検（簡易チェック）について

令和6年度 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和7年2月13日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

令和 6 年度の行政事業レビューシートの作成に向けた簡易チェックについて

- 令和 5 年度に作成した全ての行政事業レビューシートを対象とし簡易チェックを実施した。（令和 5 年度後半）
- 確認項目は、①アウトカムの設定状況（長期・中期・短期アウトカムが設定されているか）、②長期アウトカムの目標年度の設定状況（目標年度が設定されているか、目標年度が令和 5 年度以前となっていないか）、③「現状・課題」欄の記述について、具体的なデータを用いて現状と課題について論じているか（試験的に生成AIであるChatGPTを用いて○か×かで評価）とした。
- ①及び②については、エクセルを使用して機械的なチェックを行った。
- 事業ごとの①及び②の結果、省全体の③の現状並びに令和 6 年度の取組方針について各部局に送付し、令和 6 年度の行政事業レビューシートが適切な内容となるよう依頼した。（令和 6 年 5 月）

（確認結果）

- ①長期アウトカムのみ設定されている事業の割合が他省庁と比較して高かった
- ②目標年度が令和 5 年度以前となっている事業の割合が他省庁と比較して高かった
- ③「現状・課題」欄の記述について、具体的なデータを用いて現状と課題について論じているかは、約 1 割の事業は×と評価された

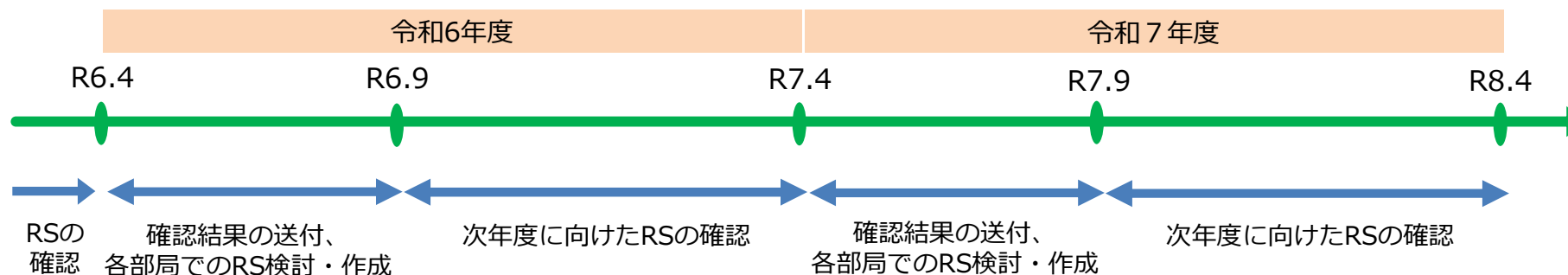
（厚生労働省における令和 6 年度の取組方針抜粋）

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める**
- ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・ 「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
 - ・ 「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。

令和7年度の行政事業レビューシートの作成に向けた簡易チェックについて

- 令和6年度に作成した全ての行政事業レビューシートを対象とし簡易チェックを実施する。（令和7年2～3月）
- 確認項目は、令和5年度に作成した行政事業レビューシートの確認結果を踏まえて、昨年度と同様に①アウトカムの設定状況（長期・中期・短期アウトカムが設定されているか）、②長期アウトカムの目標年度の設定状況（目標年度が設定されているか、目標年度が令和6年度以前となっていないか）とする。
- ①及び②については、エクセルを使用して機械的なチェックを行う。
- 行政事業レビューシートの品質向上を進める観点から、①及び②の項目に加えて、「現状・課題」欄について、③事業の目的に対応する形で具体的な問題を記載しているか、④問題に対応する形で具体的な原因を記載しているか、⑤現状をデータを用いて説明しているか、についても確認することとし、これらの項目の確認は、生成AIを活用して行うことを検討しているところ。
- これらの簡易チェックの結果、委託業者において実施した詳細チェックの結果及び令和7年度の実行方針について各部局に送付し、令和7年度の行政事業レビューシートが適切な内容となるよう依頼する。（令和7年度当初）

（簡易チェックスケジュール）



第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

重点フォローアップ事業への 支援・助言について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



令和4・5年度の有識者検証会でそれぞれ5事業(計10事業)を選定しており、今年度は年2回、各事業に対して適切に効果検証等を実施する上で必要な助言を行う

選定年度	事業名	部局名
令和4年度	1. 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	健康・生活衛生局
	2. 特定健康診査・保健指導に必要な経費	保険局
	3. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	社会・援護局
	4. 就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	社会・援護局
	5. 新卒者等に対する支援	人材開発統括官
令和5年度	6. 重症患者診療体制整備事業	医政局
	7. 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	労働基準局
	8. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	職業安定局
	9. 労働者協同組合法の円滑な施行	雇用環境・均等局
	10. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	老健局

主に、ロジック/アウトカム、効果検証という観点から、前回のコメントに対する検討・対応状況を踏まえ、ロジックの改善や効果検証に向けた進捗等について助言を行った

	項目	主な助言内容
ロジック／アウトカム	全般	・ 前回(6月時点)のコメントに基づき、アウトカムが整理されており、事業のロジックが明確になっている
	アウトカム設定	・ 量的な観点からアウトカムを設定しているが、質的な観点からのアウトカム設定も検討いただきたい ・ 将来的には、事業を通じて、施設の利用者等の課題解決につながったのかという実際の受益者(国民)への効果に関するアウトカム設定も検討いただきたい
効果検証	全般	・ 前回(6月時点)のコメントに基づき、事業から一定期間経過後のフォローアップのためのアンケート実施や追加データの取得を検討・対応いただいております、効果検証が適切に検討されている
	データ取得・分析	・ モデル事業として実施する以上、可能な限り精度の高い手法を用いて事業の有効性を確認する必要があると思われるため、モデル地域での事業実施前後のアウトカム比較だけでなく、モデル地域外とのアウトカム比較も検討いただきたい ・ モデル事業実施自治体の中でも、規模や地域、本事業による支援の時期・回数等、多様な自治体が含まれるので、アウトカムに影響を与える要素を洗い出した上で、事業効果を検証することを検討いただきたい ・ 取得したデータの加工や分析・結果の解釈は担当課内で完結するものと認識しているが、作業方針の検討や結果解釈のタイミングで相談いただきたい

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

その他EBPMの取組について

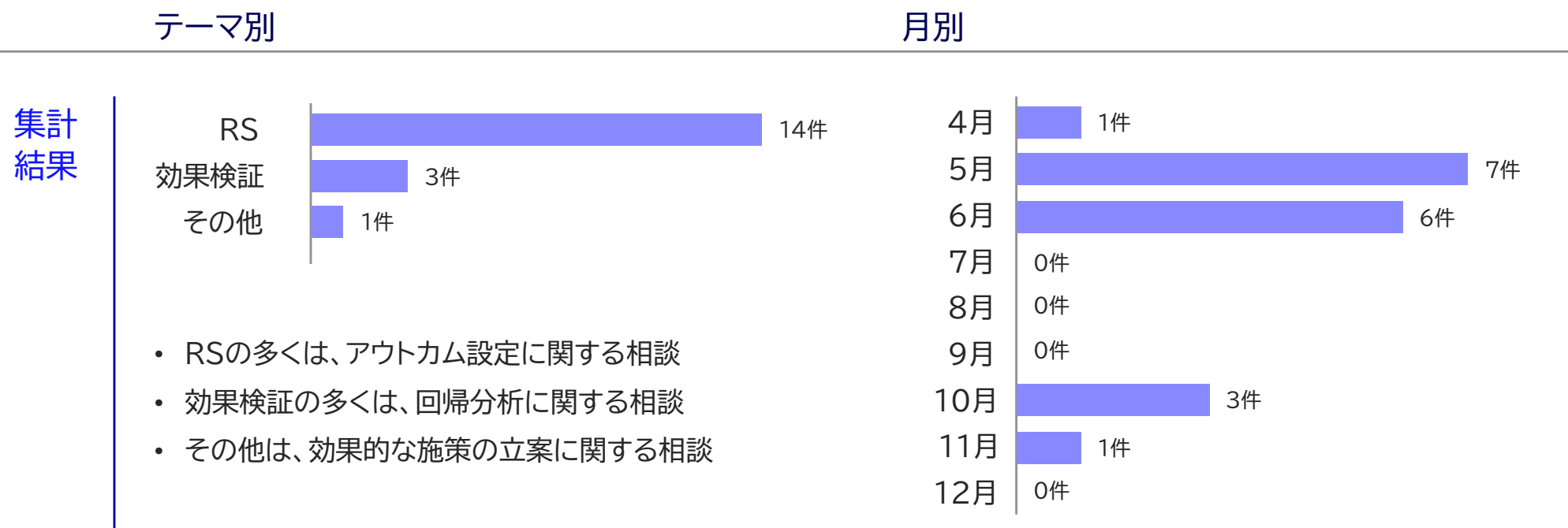
株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



EBPMよろず相談所

5,6月は、翌年度予算概算要求に係るRS作成に向けて、RSに関する相談が多く寄せられ、10,11月は、効果検証の進め方等に関する具体的な相談が数件寄せられた



- | 傾向 |
|--|
| ■ RSについては、複数段階でのアウトカム設定や定量的なアウトカム設定の可否・内容に関する相談が多く見られた |
| ■ 効果検証については、相関分析や回帰分析に向けた分析手法や必要なデータ、具体的な作業に関する相談が多く見られた |

EBPM研修

行政事業レビューシートを担当する厚生労働省職員を対象として、「基礎的なEBPM」の習得等を目的に、実践担当者研修を実施した

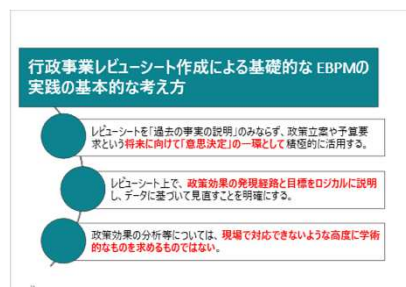
実践担当者研修

目的 行政事業レビューにおいて実践する「**基礎的なEBPM**」の習得等

内容 EBPMの基礎知識(定義や手順等)や、行政事業レビューシート作成による「**基礎的なEBPM**」の実践の考え方等を説明した

方法 オンライン研修(eラーニング)

受講者 459名



次に、厚生労働省職員を対象として、EBPMに関する基礎的・実践的な知識の習得を目的に、基礎・応用研修を実施した

基礎研修

応用研修

目的

EBPMに関する**基礎的な知識**の習得

EBPMに関する**実践的な知識**の習得

内容

良い政策の立案に向けて、アウトカム志向による問題解決プロセスの手順や各プロセスにおける論理的思考・データ・エビデンスの活用方法とともに、政府が推進する基礎的なEBPMとして、行政事業レビューシートの構造や記載すべき内容を説明した

政策効果の検証に向けて、効果検証の基本的な考え方や主要な効果検証デザインの内容・適用条件とともに、緊急事態宣言や小児医療費助成の効果といった厚生労働分野における研究事例を説明した

講師

青柳 恵太郎 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

概論 西野 宏 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

事例 高久 玲音 (一橋大学・経済学研究科)

方法

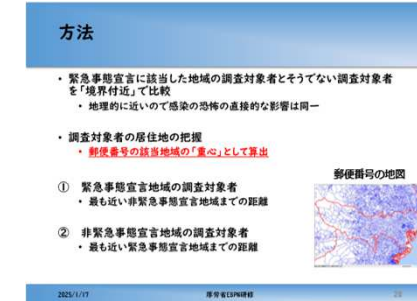
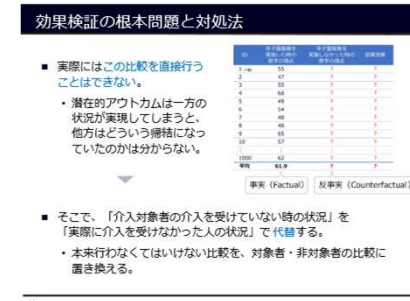
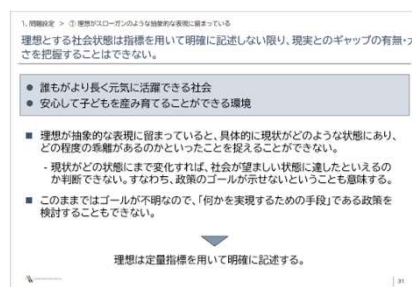
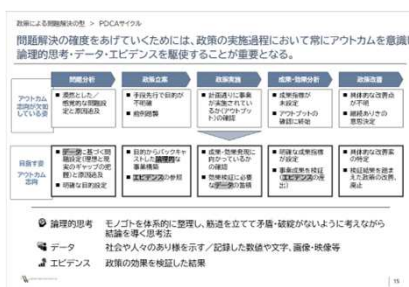
オンライン研修(eラーニング)

集合研修

受講者

36名

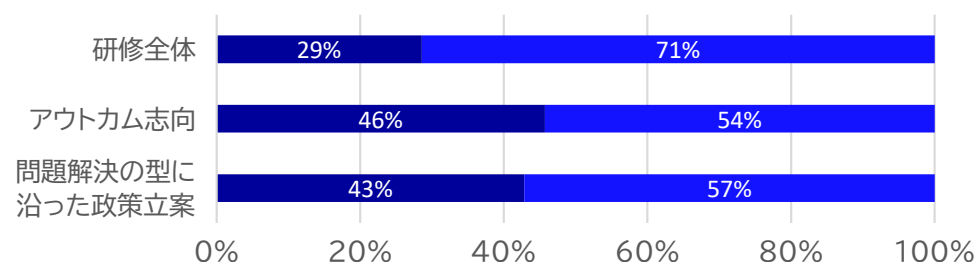
29名



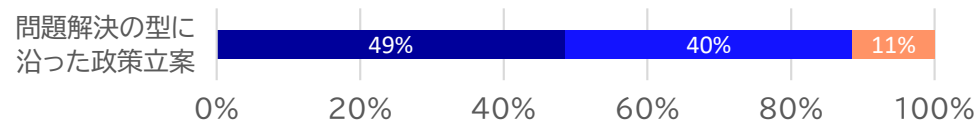
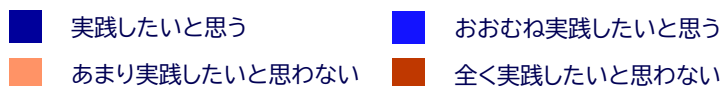
基礎・応用研修について、受講者へのアンケートでは、高い理解度、実践意欲を確認できた

基礎研修（回答者35名）

理解度



実践意欲

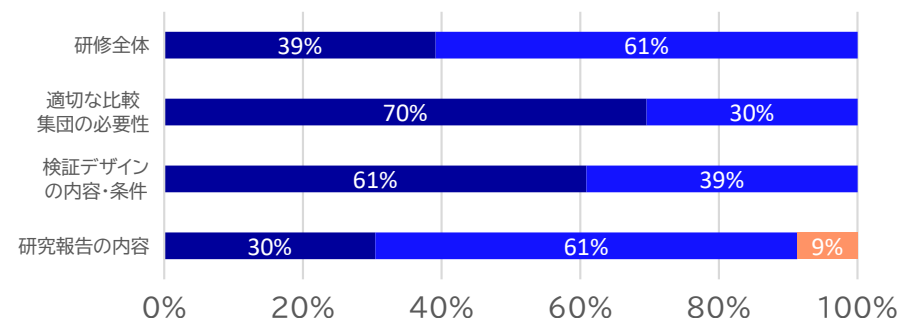


自由記述

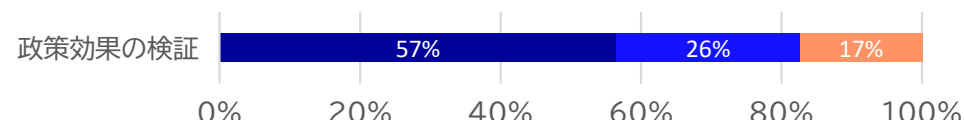
- “ アウトカムがあるから適切な政策を立案できることを学んだ。
- “ 問題を明確にし、その現状と理想のギャップを解決するために必要な考え方を学ぶことができた。自身が行っている業務でも応用できると感じた。
- “ 中央省庁でのEBPMの取組と行政事業レビューシートの関係について勉強になった。

応用研修（回答者23名）

理解度



実践意欲



自由記述

- “ 対照群の設定方法のアイデアやバイアスの除き方について勉強になった。
- “ これまでは与えられた指標を時系列で確認する程度であったが、信頼性の高いエビデンスのためには、データ取得や分析手法を考慮すべきことが分かった。
- “ 現在、政策効果の検証等とほぼ無縁の部署で勤務しているので、今回扱われたような知識を実務で使い、さらに高次のことも学習したいと改めて思いました。

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

今年度の取組で見えた課題 について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



行政事業レビューシートの点検・助言や効果検証等を実施して見えた課題は以下のとおり

① RSの点検・助言を実施して見えた課題

■ 事業の必要性・重要性が適切に記載されていない

- 現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載する必要があるが、適切に記載されていない事業が多く見受けられ、事業を実施する必要性・重要性が確認できなかった

■ 事業の論理構造が適切に記載されていない

- アウトカムが適切(段階的かつ論理的)に設定されていない事業が多く見受けられ、事業の進捗・効果を適切に把握・評価することが困難であった

■ RSに関する知識等が職員に浸透していない

- 各項目の記載内容を根本的に見直す必要がある事業や、行政改革推進本部事務局が作成している執務参考資料に沿えば整理可能な事業も多く見受けられ、RSに関する基本的な知識や執務参考資料の存在が職員に浸透していないことがうかがえた

② 効果検証等を実施して見えた課題

■ 検証に向けたフォローが不十分である

- リサーチデザインを事前に設計していることを踏まえ、設計に変更が生じた際には、適切な代替案を提示・検討するなど、担当部局に対して、効果検証に向けたデータ取得等を継続的に支援してほしい

■ 背景・文脈の把握が不十分である

- 政策を評価する上で、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい

■ 前向き検証を実践できていない

- 実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT(ランダム化比較試験)等の「前向き検証」を行うことを検討してほしい

■ コスト観点からの分析が不十分である

- 政策の実装を踏まえると、各政策を実施する上でのコストという観点からも分析してはどうか

■ 受益者視点の効果検証ができていない

- 効果検証に当たって、政策の対象者だけではなく、実際に行政サービスを受ける受益者への効果も検討するなど、広がりのある効果検証アウトカム設定を検討してもらいたい

来年度の取組について

令和6年度 第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和7年2月13日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

令和7年度のEBPMの実践について

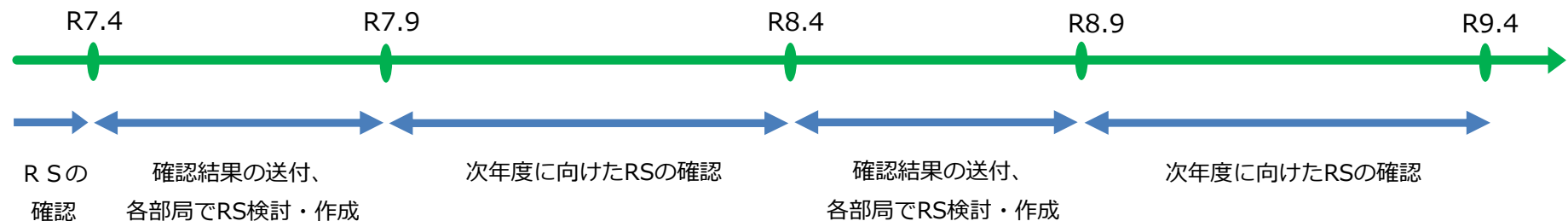
※毎年度作成される政府方針を踏まえ、取組方針の変更があり得る

- 予算事業については行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用し「基礎的なEBPM」を実践する。
- 全てのRSを対象とした職員による簡易チェック及び特定のRSを対象※¹とした専門家による詳細チェックを実施し、RSの品質管理を進める。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。※²
- 優良事業改善事例の選定など、その他の取組については、政府の方針に沿って対応していく。

※¹ 既存事業に関しては1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象

※² 重点フォローアップ事業に対する支援については令和7年度まで、効果検証対象事業の効果検証については令和8年度まで取組を継続する予定

<簡易・詳細チェック>



令和7年度のEBPMの実践にかかる各取組について

EBPMよろず相談所

- 毎週1回（令和7年10月以降は隔週1回）、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。（令和7年4月～令和8年2月）

行政事業レビューシートの確認

- 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIの活用も視野に入れて、職員による簡易チェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）
- 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、専門家による詳細なチェックを行う。（令和7年9月～令和8年3月）

過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言

- 令和5年度のEBPM実践事業から選定された5事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について助言を行う。（令和7年6月～7月、令和7年12月～令和8年1月）

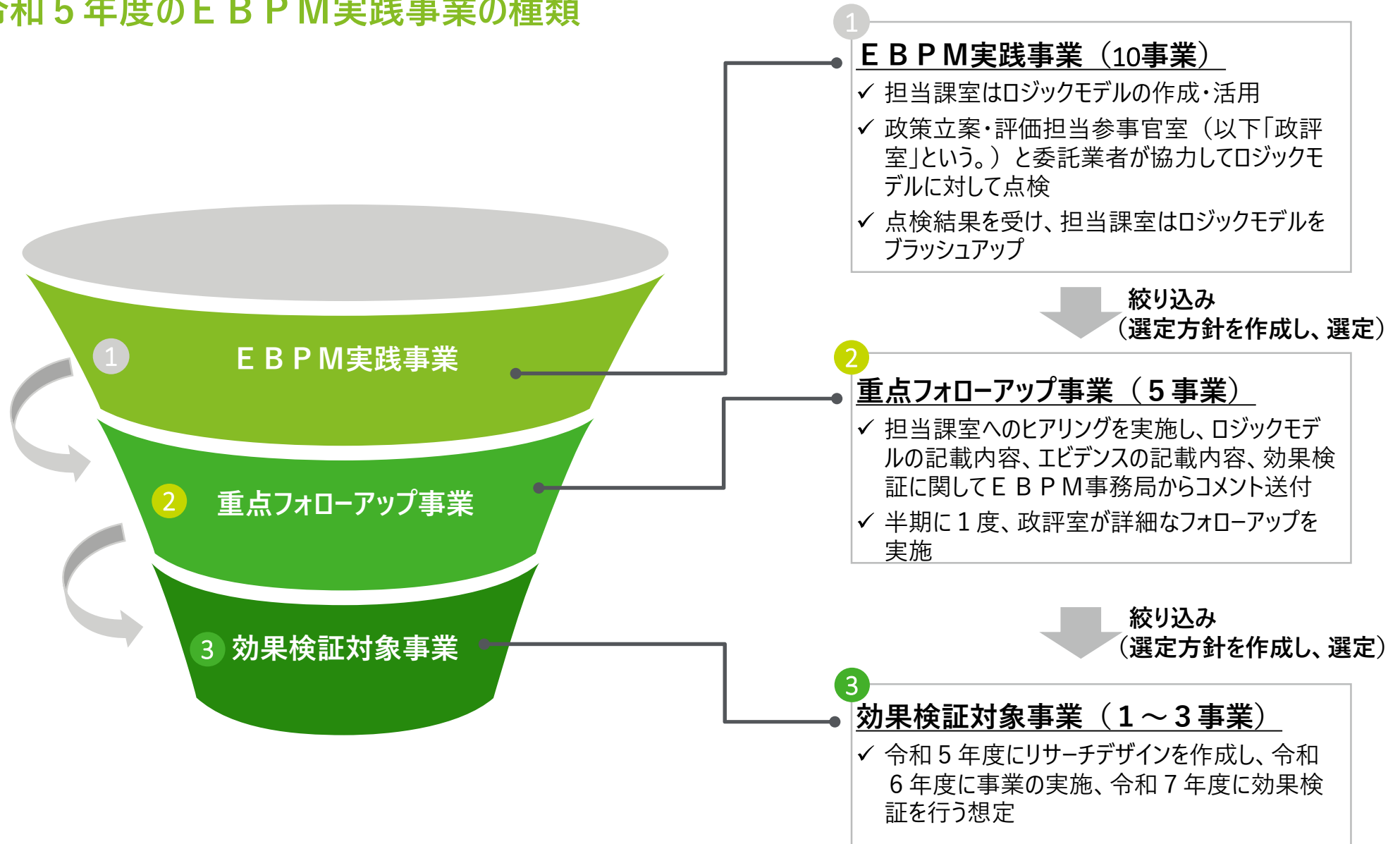
効果検証

- 令和4、5年度選定の効果検証対象事業（計3事業）のうち、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、検証作業を行う予定。
- 残りの2事業については、令和8年度以降に検証作業を行う予定。（令和7年7月～令和8年2月）

EBPM研修

- 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」に関する実践的な知識の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修を実施する。（令和7年5月）
- EBPMに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修を実施する。（令和7年10月）
- EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修を実施する。（令和7年11月）

令和5年度のEBPM実践事業の種類



内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和6年1月30日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている**行政事業レビュー**において、「**基礎的なEBPM**」を**実践**する。
- **行政事業レビューシート**を「過去の事実の説明」のみならず、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用**する。
- 画一的なやり方をあてはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成**を行う。
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような**高度に学術的なものをもとめるものではない**。
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、**府省内で優良事業改善事例の選定・表彰**を行う。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

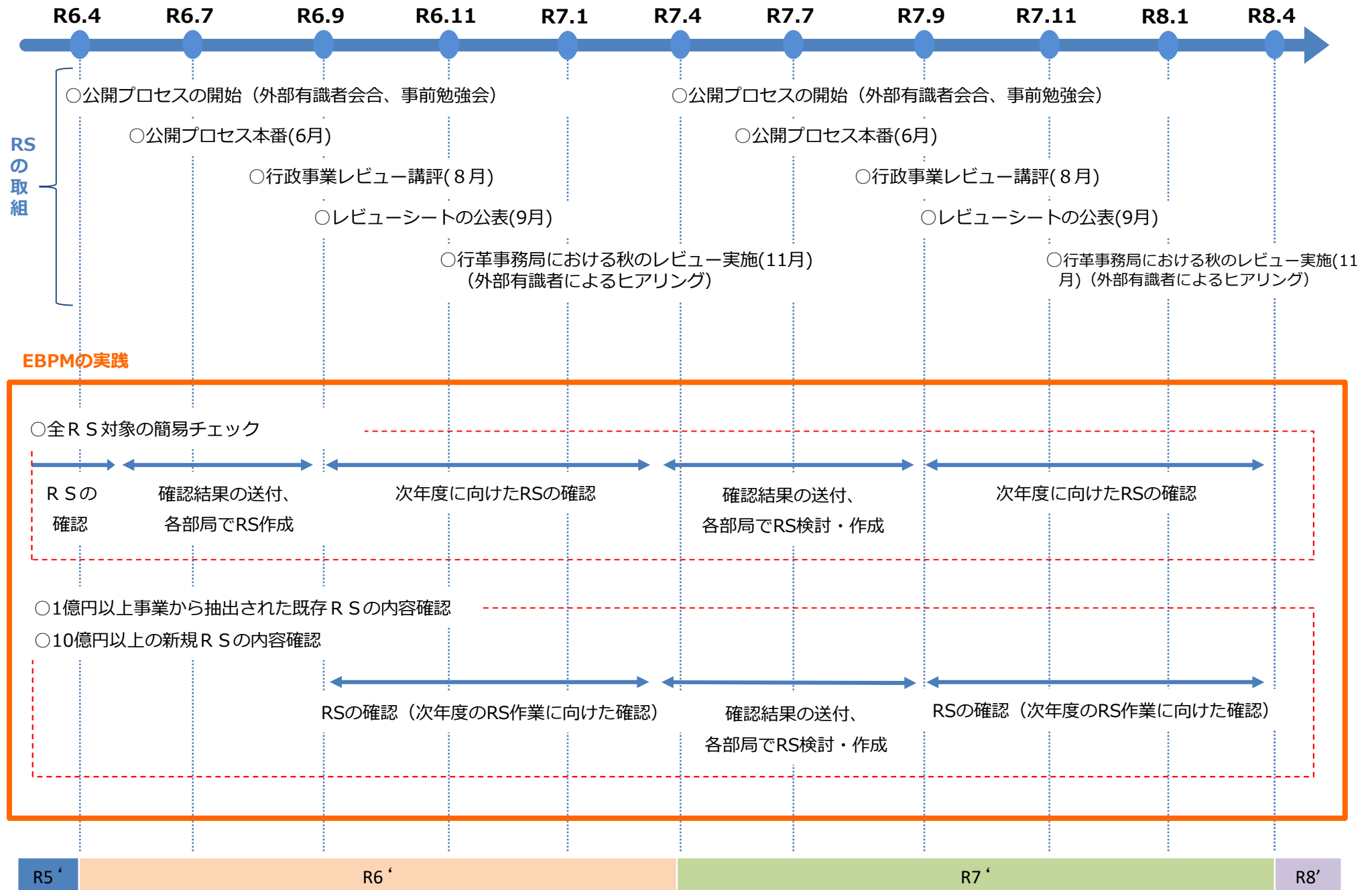
厚生労働省における令和6年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「**基礎的なEBPM**」を**実践**し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1**
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
 - ・「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。
 といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※2。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、5月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 令和5年度に実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施

参考 E B P Mの実践のスケジュール



第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

厚生労働省のEBPM推進に係る 有識者検証会検証結果取りまとめ(案) のポイント

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2025年2月13日



本検証会は、EBPMの更なる推進を図ることを目的として開催し、計2回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について外部有識者による検証を行った

検証事項

1. 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

- 全ての行政事業レビューシートについて、生成AIを活用した簡易チェックの方法等の検証を行う
- 対象事業(108事業)について、行政事業レビューシートの点検・助言等の検証を行う

2. 効果検証等に係る検証

- 過年度のEBPM実践事業から選定された対象事業について、その取組状況に係るフォローアップの検証を行う
- 過年度のEBPM実践事業から選定された対象事業について、分析手法や分析結果の解釈等の検証を行う

3. その他EBPMの取組に係る検証

- その他のEBPMの取組について、実施方法や取組内容等の検証を行う

4. 今後の取組について

- 令和6年度の取組内容を踏まえ、令和7年度のEBPMの実践について検証を行う

5. その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

厚生労働省の主な取組

1. 行政事業レビューシートの点検・助言

- 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄におけるデータの記載や長期アウトカムの適切な設定状況を、生成AIも活用しながら職員による簡易チェックを行う
- 対象事業(108事業)の行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行った

2. 効果検証等

- 令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業について、専門的立場からコメントするとともに、そのうち、次年度以降に検証予定の3事業について、データの取得や事業の実施状況等の取組状況を確認した
- 2事業について、効果検証を行った

3. その他EBPMの取組

- EBPMよろず相談所を開設し、職員からの相談に対応するとともに、職員を対象としたEBPM研修を実施した

4. 今後の取組

- 政府の取組方針を踏まえながら、行政事業レビューシートの確認や効果検証等の取組を実施する

本検証会は、EBPMの更なる推進を図ることを目的として開催し、計2回にわたり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組について外部有識者による検証を行った

検証結果

1. 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

-

2. 効果検証等に係る検証

- 重点フォローアップ事業への支援・助言について、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行っており、概ね妥当である
- 効果検証対象事業の取組状況・結果について、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、概ね妥当である

3. その他EBPMの取組に係る検証

-

4. 今後の取組

-

行政事業レビューシートの点検・助言及び効果検証等に係る課題は以下のとおりであり、来年度以降、対応を検討する

1. 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

■ 事業の必要性・重要性の適切な記載

- 事業を実施する必要性・重要性を確認するため、現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載することを徹底することが望ましい

■ 事業の論理構造の適切な記載

- 事業の進捗・効果を適切に把握・評価するため、アウトカムを適切(段階的かつ論理的)に設定することを徹底することが望ましい

■ 行政事業レビューシートに関する知識の浸透

- 行政事業レビューシートに関する執務参考資料を職員に浸透させ、基礎的な知識を習得させることが望ましい

※斜体の記載は事務局案

2. 効果検証等に係る検証

■ 検証に向けたフォロー

- リサーチデザインを事前に設計していることを踏まえ、設計に変更が生じた際には、適切な代替案を提示・検討するなど、担当部局に対して、効果検証に向けたデータ取得等を継続的に支援することが望ましい

■ 背景・文脈の把握

- 政策を評価する上で、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい

■ 前向き検証の実践

- 実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT(ランダム化比較試験)等の「前向き検証」を行うことを検討することが望ましい

■ コスト観点からの分析

- 政策の実装を踏まえると、各政策を実施する上でのコストという観点からも分析することが望ましい

■ 受益者視点の効果検証

- 効果検証に当たって、政策の対象者だけではなく、実際に行政サービスを受ける受益者への効果も検討するなど、広がりのある効果検証を検討することが望ましい

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ（案）

令和 7 年 2 月 13 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項	2
2 検証結果取りまとめ	3
(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証	3
(2) 効果検証等に係る検証	5
(3) その他E B P Mの取組に係る検証	7
(4) 今後の取組について	8
(5) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証	10

参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱	12
参考2 検証会の開催状況等	14
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	} (添付省略)
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）等に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された株式会社メトリクスワークコンサルタンツが参集を求めて開催されたものであり、令和 6 年 12 月 9 日から令和 7 年 2 月 13 日まで計 2 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における 検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会では、次の点を検証事項として検証を行った。

(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

- 全ての行政事業レビューシートについて、生成 AI を活用した簡易チェックの方法等の検証を行った。
- 対象事業（108 事業）について、行政事業レビューシートの点検・助言等の検証を行った。

(2) 効果検証等に係る検証

- 過年度の E B P M 実践事業から選定された対象事業について、その取組状況に係るフォローアップの検証を行った。
- 過年度の E B P M 実践事業から選定された対象事業について、分析手法や分析結果の解釈等の検証を行った。

(3) その他 E B P M の取組に係る検証

- その他の E B P M の取組について、実施方法や取組内容等の検証を行った。

(4) 今後の取組について

- 令和 6 年度 of 取組内容を踏まえ、令和 7 年度の E B P M の実践について検証を行った。

(5) その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) 行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証

①厚生労働省の主な取組

全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行うこととしている。

また、概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行った。

【行政事業レビューシートの主な点検項目】

全般
専門的な用語を用いる場合、注釈等で説明されているか。
事業の目的
事業の最終目的（目指すべき姿）を明確化した上で、その達成に向けて事業がどのように寄与するのか記載されているか。
現状・課題
- 事業の目的に対応する形で具体的な現状（問題）を記載しているか。 - 現状（問題）に対応する形で具体的な課題（原因）を記載しているか。 - データを用いて記載しているか。
事業の概要
課題に対応する形で具体的に記載しているか。
アクティビティ
- 事業の概要と対応する形で主要な活動を漏れなく記載しているか。 - 国をアクティビティの実施主体として記載しているか。
アウトプット
- アクティビティをどれだけ実施するか（したか）に関する活動目標を適切に設定しているか。 - 上記活動目標に対する活動指標を記載しているか。
短期アウトカム
短期間（原則1～2年以内）で事業が当初の目論見どおりに進展しているかどうかを点検するための成果目標が適切に設定されているか。

上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。
中期アウトカム - 短期アウトカムから長期アウトカムに至るまでの中間的な変化に係る成果目標が適切に設定されているか。 - 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。
長期アウトカム - 事業の目的に対応した形で成果目標が適切に設定されているか。 - 上記成果目標に対応する成果指標が適切に設定されているか。
項目間のつながり - 各段階の間のつながりについて、具体的に分かりやすく、ロジカルに記載されているか。 - 複数のアウトカムを設定している場合、短期、（中期）、長期アウトカムは、事業対象者や社会の段階的な行動変容や変化に関する記載となっているか。

②検証結果



③今後の課題（事務局案）

次年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

（ア）事業の必要性・重要性の適切な記載

事業を実施する必要性・重要性を確認するため、現状・課題欄では、理想と現状のギャップ及びそのギャップを引き起こしている原因について、可能な限りデータを用いて記載することを徹底することが望ましい。

（イ）事業の論理構造の適切な記載

事業の進捗・効果を適切に把握・評価するため、アウトカムを適切（段階的かつ論理的）に設定することを徹底することが望ましい。

（ウ）行政事業レビューシートに関する知識の浸透

行政事業レビューシートに関する執務参考資料を職員に浸透させ、基礎的な知識を習得させることが望ましい。

(2) 効果検証等に係る検証

①厚生労働省の主な取組

令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業（重点フォローアップ事業）について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントした。

また、そのうち、次年度以降に効果検証を予定している3事業について、データの取得や事業の実施状況等に係る事業担当課室へのヒアリング等を行った。ヒアリングの結果、当初予定していた効果検証が実施できないことが想定される場合は、検証範囲の縮小や代替データの提示等の助言・支援を行った。

さらに、効果検証に必要なデータを取得済みの2事業について、効果検証を行い、検証方法や分析結果、政策的示唆等を取りまとめた資料を作成し、事業担当課室へ説明を行った。

②検証結果

重点フォローアップ事業への支援・助言について、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行うとともに、効果検証について、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、概ね妥当である。

③今後の課題

次年度以降は、次の課題に留意しながら取組を進める必要がある。

（ア）検証に向けたフォロー

リサーチデザインを事前に設計していることを踏まえ、設計に変更が生じた際には、適切な代替案を提示・検討するなど、担当部局に対して、効果検証に向けたデータ取得等を継続的に支援することが望ましい。

（イ）背景・文脈の把握

政策を評価する上で、その目的や内容、制度変更を行った要因等、背景となる情報を収集した上で、分析結果を整理・解釈することが望ましい。

（ウ）前向き検証の実践

実施上のコストが生じないようなやり方で、厚生労働省の事業の中から、試行的にRCT（ランダム化比較試験）等の「前向き検証」を行うことを検討することが望ましい。

(エ) コスト観点からの分析

政策の実装を踏まえると、各政策を実施する上でのコストという観点からも分析することが望ましい。

(オ) 受益者視点の効果検証

効果検証に当たって、政策の対象者だけではなく、実際に行政サービスを受ける受益者への効果も検討するなど、広がりのある効果検証を検討することが望ましい。

(3) その他 E B P M の取組に係る検証

① 厚生労働省の主な取組

E B P M よろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられる E B P M に関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行った。

また、職員を対象とした E B P M 研修を e ラーニング形式や集合形式で実施し、E B P M に関する基礎的・実践的な知識の習得を促した。

② 検証結果

●●●

③ 今後の課題

●●●

(4) 今後の取組について

①厚生労働省の主な取組

政府全体の取組方針や令和 6 年度 of 取組内容等を踏まえ、令和 7 年度の E B P M の実践について次のとおりまとめた。

令和 7 年度の E B P M の実践について

- 予算事業については行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用し「基礎的な E B P M」を実践する。
- 全ての RS を対象とした職員による簡易チェック及び特定の RS^{※1}を対象とした専門家による詳細チェックを実施し、RS の品質管理を進める。
- 過年度の E B P M 実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。^{※2}
- 優良事業改善事例の選定など、その他の取組については、政府の方針に沿って対応していく。

※1 既存事業に関しては 1 億円以上の事業の中から 100 事業程度、新規事業に関しては 10 億円以上の事業を対象

※2 重点フォローアップ事業に対する支援については令和 7 年度まで、効果検証対象事業の効果検証については令和 8 年度まで取組を継続する予定

また、令和 7 年度の E B P M の実践にかかる各取組を、次のとおりまとめた。

令和 7 年度の E B P M の実践にかかる各取組について

- E B P M よろず相談所
 - 毎週 1 回（令和 7 年 10 月以降は隔週 1 回）、1 回あたり 2 時間、E B P M よろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられる E B P M に関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。（令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月）
- 行政事業レビューシートの確認
 - 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成 AI の活用も視野に入れて、職員による簡易チェックを行う。（令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月）
 - 概算要求額が 1 億円以上の事業の中から 100 事業程度、新規事業に関しては 10 億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、専門家による詳細なチェックを行う。（令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月）

- 過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言
 - 令和５年度のＥＢＰＭ実践事業から選定された５事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について助言を行う。（令和７年６月～７月、令和７年１２月～令和８年１月）
- 効果検証
 - 令和４、５年度選定の効果検証対象事業（計３事業）のうち、「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、検証作業を行う予定。
 - 残りの２事業については、令和８年度以降に検証作業を行う予定。（令和７年７月～令和８年２月）
- EBPM 研修
 - 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なＥＢＰＭ」に関する実践的な知識の習得等を目的とするＥＢＰＭ実践担当者研修を実施する。（令和７年５月）
 - ＥＢＰＭに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、ＥＢＰＭに関する基礎的な知識を習得してもらうための基礎研修を実施する。（令和７年１０月）
 - ＥＢＰＭの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、ＥＢＰＭに関する発展的な知識を習得してもらうための応用研修を実施する。（令和７年１１月）

②検証結果



③今後の課題



(5) その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

参 考 資 料

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和6年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表」（令和元年 10 月 8 日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和 4 年 12 月 23 日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

- （1）行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証
- （2）効果検証等に係る検証
- （3）その他E B P Mの取組に係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- （1）検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- （3）検証会は、座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- （4）座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- （5）検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- （6）検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- （7）前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略、◎座長)

安藤 道人 立教大学 経済学部 教授

小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授

高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授

◎ 田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授

検証会の開催状況等

◆開催状況

第 1 回：令和 6 年 12 月 9 日（月）15:00～17:00 WEB 会議形式

第 2 回：令和 7 年 2 月 13 日（木）15:00～17:00 WEB 会議形式

◆厚生労働省

参事官（政策立案・評価担当参事官室長）	三村 国雄
政策立案・評価推進官	菊池 清隆
政策企画官	白木 紀行
政策立案・評価担当参事官室室長補佐	佐々木 和之
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官	山本 剛史

◆事務局 株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

代表取締役	西野 宏
チーフコンサルタント	有本 寛
コンサルタント	徳田 尚也

◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46461.html

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
令和 2 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 26 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
令和 5 年 3 月 31 日改正
令和 6 年 4 月 22 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシートの作成	5
2 外部有識者による点検	5
3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施	9
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	12
5 点検結果の公表等	13
第3部 基金の点検等	14
1 基金シートについて	14
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	18
3 出資状況表の作成・公表等	19
第4部 行政改革推進会議による検証等	20
1 行政改革推進会議による検証	20
2 秋の年次公開検証の実施	20
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	20
4 チーム責任者会合の開催	20
第5部 その他重要事項	21
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価	21
2 その他重要事項	21

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

（1）行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省庁は、「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

チームは、統括責任者を官房長（官房長の置かれていない省庁にあつては総括審議官等同等クラス。以下同じ。）、副統括責任者を会計課長（会計課長の置かれていない省庁にあつては同等クラス。以下同じ。）とし、チームの果たす役割を踏まえ、EBPM的観点からの議論の促進や政策評価との連携等、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう、関係する幹部、管理職職員等や各局総務課長等を各府省庁で適切に選任、参画させるものとする。

なお、各府省庁の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長、会計課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、EBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局によるレビューシートの適切な作成及びアウトカムの設定等、EBPM的観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理並

びに厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 当該府省庁全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

ク 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及

ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導及びそれを通じた基金シートの品質管理

- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
- ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

サ 外部有識者の点検を受ける基金事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

シ コ及びサを踏まえた基金及び基金事業の厳格な点検並びに点検結果（所見）の取りまとめ

ス チーム所見を踏まえた基金事業の改善状況の点検

セ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（２）行動計画の策定

① 各府省庁は、毎年度、原則４月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

② 行動計画には、当該府省庁におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である２（１）②ア～セについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（３）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシートの作成

(1) レビューシートの作成

各府省庁は、別紙で対象外としている事業を除く全事業について、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いてレビューシートを作成する。

(2) 事業単位の整理

レビューシートの作成に当たり、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

なお、この実施要領における用語及び事業の定義は以下のとおりとする。

- ・現年度：レビューシートを作成する年度
- ・前年度：現年度の1年前の年度
- ・翌年度：現年度の1年後の年度
- ・前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。）
- ・新規開始事業：現年度に新規に開始した事業
- ・新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

(3) レビューシートの作成主体

レビューシートは、各府省庁の全事業を対象に予算の計上府省庁において、事業所管部局が事業単位ごとに、RSシステムで作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、RSシステムでセグメントシートを作成する。

(4) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の厳格な点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

2 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした

点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施するものである。

(1) 外部有識者の選任

① 各府省庁は、外部有識者を複数名選任する。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ E B P Mに深く知見を有する者

ウ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

エ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

オ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に係る審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省庁が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省庁に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省庁は、選任した外部有識者のリストを各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省庁は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務

局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効果的、効率的な点検のための調整

イ 当該府省庁におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省庁におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート公表後）

③ 各府省庁は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携・事務負担軽減を図るため、各府省庁は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催など一体的な運用に努めるものとする。

（３）対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの（類似事業を継続する場合に限る）

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第４部１）の対象となったもの

エ 新たに定性的なアウトカムを設定するもの（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は既に定性的なアウトカムを設定しているものでその進捗状況について確認する必要があるもの（委員会、審議会等の第三者機関においてアウトカムの進捗状況を確認しているものを除く。）

オ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものは翌年度（前年度中に事業が終了したものは現年度）に外部有識者に点検を求めるものとする。また、予算の計上府省庁を変更することのみをもって、ア及びイに当たるものではない。

② チームは、①のほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に

向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業

- ・入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、一者当たり 10 億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が 10 億円以上となった契約先）を含む事業
- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

また、対象事業を政策・施策単位でまとめて同一の外部有識者に点検を求める、目標年度における効果検証や過去の外部有識者による点検の結果を踏まえたメリハリ付けを行うなど、効率的な実施に努めるものとする。

- ③ 外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも 5 日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（４）所見欄への入力

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシート の所定の欄に入力する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等（定性的なアウトカムを設定している事業については、設定理由が適切かの評価、事業の進捗や効果についての評価を含む。）を入力するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を入力する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（５）外部有識者への情報提供等

各府省庁は、外部有識者による点検の効果的、効率的な実施の観点から、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

① 各府省庁は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの所定の欄に入力する。

(7) 外部有識者による講評

各府省庁は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に、各府省庁におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設けなければならない。講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会及び原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長（委員長に事故がある場合、各委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して講評することができるものとする。

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

公開プロセスは、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、各府省庁が外部有識者を入れて公開の場で自らの事業の点検を行う取組である。

(1) 対象事業の選定

① チームは、2（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア アウトカムの設定など、EBPM的観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

④ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省庁は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。

⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省庁が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省庁は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。

⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するた

め、各府省庁は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

- ⑦ 事務局は、各府省庁が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省庁に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は4名以上とし、各府省庁が2名以上を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が2名以上（原則、各府省庁が選定する有識者と同じ人数とする。）を選定する。各府省庁は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- ② 各府省庁においては、2（1）で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省庁は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省庁を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

（4）公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月中を目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。

- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおいては、より効果の高い事業とすべく、事業の必要性、効率性（無駄の削減）及び有効性の観点から、点検・議論を行うこととする。
- ⑥ 取りまとめ役は、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な取りまとめコメントを公表するものとする。
- ⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。
- ⑧ チームは、公開プロセスの取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に入力するものとする。

（５）結果の取扱い

取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省庁の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省庁は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

４ チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

（１）チームによる点検（サマーレビュー）

チームによる点検（サマーレビュー）は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、事業全体について点検・改善につなげるものである。

チームは、特に、新規開始事業及び新規要求事業については、上記の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効果的、効率的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行うものとする。

また、チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

（２）点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省庁においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳格な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく入力するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に入力することとする。

5 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

各府省庁は、レビューシートを翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに、RSシステム上で公表するものとする。

なお、レビューシートを公表後に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表するものとする。

レビューシートの公表の際には、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすいものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省庁は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの公表に合わせて、RSシステム上で公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省庁は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、基金事業の進捗や効果等の検証を踏まえ、執行の改善や余剰資金の国庫返納につなげる厳格な点検を行うものとする。また、各府省庁は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シートについて

(1) 基金シートの作成

各府省庁は、基金のうち、独立行政法人、公益法人等に造成された基金について、以下の定めにより、RSシステムを用いて基金シートを作成するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

ア 前年度末に基金残高を有するもの（既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。）

イ 基金事業の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの（新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。）

ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・ 独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

（３）基金シートの作成府省庁

基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省庁が、当該基金の基金シートの作成を行う。

その際、基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。

（４）基金所管部局による点検

基金所管部局は、「基金基準」及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和５年１２月２０日行政改革推進会議。以下「方針」という。）を踏まえ、以下のとおり基金の厳格な点検を行い、その結果を基金シートに分かりやすく入力するとともに、執行の改善や余剰資金の国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

【基金方式の必要性】

ア 各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の３類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないかについて真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

【予算措置】

イ 基金への予算措置は最大でも３年程度とし、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。

【具体的な成果目標、成果の達成状況の検証】

ウ 短期（３年程度）のものも含めて、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果

目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル（効果発現経路）を基金シートにおいて明らかにする。

エ 事業効果を円滑・効率的に検証するためのデータ収集・分析の体制が構築されているかについて点検する。

オ 事業目的達成に向けて、効果的、効率的に基金事業が実施されているかについて厳格に検証を行う。

【終了予定時期】

カ 終了予定時期については、基金設置から10年以内を原則として中長期の成果目標を踏まえたものとなっているか点検する。その後の対応については成果の検証を踏まえたものにする。

【事業見込み・保有規模】

キ 終了予定時期に照らし、足元の執行状況等を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検する。基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合（以下「保有割合」という。）の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう、過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ク 「保有割合」が「1」を上回る場合は、その上回る部分を残置する必要性について、基金事業の性格に照らし、合理的・具体的なものとなっているかについて厳格に点検する。

ケ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っている場合は、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

コ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業については、廃止できないか検討する。

サ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

【事業費の支出がない基金事業】

シ 支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。

ス 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業を行っているものについて、3年連続して事業費の支出がない基金事業は、使用見込みの低い基金として、事業を終了し、国庫へ返納することを検討する。

セ 事業が終了し、管理費のみの支出となる基金は廃止することを原則とする。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点から、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経

緯について、基金事業の目的に照らし忝意的なものとなっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

ウ 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制が構築され、こうした根幹的な業務が実質的に民間企業に外注されていないか厳格に点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

(5) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、外部性を確保し客観的かつ具体的で厳格な検証を行うことを目的に、(4)を踏まえて実施するものである。

① 外部有識者による点検

チームは、原則全ての基金事業について第2部2(1)で選任した外部有識者に点検を求めるものとする。

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。

② 点検対象基金事業

全ての基金事業について、外部有識者による点検を行うことを原則とするが、個別の基金事業の性質や執行状況に加え、過去の指摘等を踏まえ、アウトカムの目標年度時や事業終了年度の翌年度等、一定の期間ごとに重点的に実施する対応も可とする。

(6) チームによる点検

チームによる点検は、外部有識者による点検結果も踏まえつつ、基金所管部局の指導を行い、基金事業全体について見直し・改善につなげるものである。

チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に具体的に入力する。

(7) 基金シート等の公表等

(3)の作成担当府省庁は、基金シートを9月中旬までに、RSシステム上で公表するものとする。

公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施して

いる基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

複数府省庁において、同一の基金事業に係る資金が予算計上（共管）されている場合は、入力内容について相互に調整した上で、1つの基金シートを公表する。

また、移替経費を原資に基金を造成した場合は、当該予算を執行した各府省庁の協力を得て、予算を計上した府省庁が取りまとめて公表する。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

（1）地方公共団体等保有基金執行状況表の作成

各府省庁は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、RSシステムを用いて、「方針」を踏まえ、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成するものとする。

（2）執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、次のア又はイのいずれかに造成された基金であって、1（2）①～③に定める条件全てに該当するものとする。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

（3）執行状況表の担当府省庁

執行状況表の作成・公表の担当府省庁は、1（3）及び（7）のとおりとする。

（4）執行状況表の公表等

① 執行状況表の公表

（3）の担当府省庁は、執行状況表を9月中旬までにRSシステム上で公表するものとする。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

（5）地方公共団体等基金の精査等

各府省庁は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（4）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省庁

国から出資を受けた法人等を所管する府省庁が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省庁により同一の法人等を共管している場合は、入力内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表を公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省庁は、R Sシステムを用いて出資状況表を作成し、9月中旬までに同システム上で公表するものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省庁の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

レビューシートの公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。また、公開性を担保するほか、公開方法の充実や双方向性の確保などにより、国民の関心を高めるものとする。

各府省庁は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

（1）各府省庁は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

（2）事務局は、1及び2の意見等に対する各府省庁の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省庁のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省庁による自主的な事業改善の選定、表彰及び普及

- ① 各府省庁が自律的にレビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、各府省庁において、チームは、その活動を通じて把握した事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等（統括責任者より上位の職位の者を含む。）から表彰するとともに、府省庁内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、9月末までに評価内容等を各府省庁のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を入力するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、例えば、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業を実施する背景（現状）、事業により解決すべき課題について、データ等を用いつつ、的確な抽出がなされていること。

イ 活動指標について、活動状況を的確に測定でき、かつ、活動状況の異変を早期に検知することができるような指標が設定されていること。

ウ 成果指標について、事業の効果を的確に測定できるような指標が設定されていること。

エ 事業の活動状況及び効果の確認が的確に行われ、効果が認められない場合における廃止等を含め、その結果が翌年度以降の事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用されていること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省庁は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省庁に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、RSシステムを通じ、国民による府省庁横断的な分析・検証などのデータ利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的、効率的な周知・広報に努める。

(2) レビューシートの活用

各府省庁は、作成したレビューシートの予算編成過程での活用や、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進する。

(3) 人事評価への反映

各府省庁は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(4) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各入力項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(5) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省庁に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省庁は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

また、事務局は、各府省庁における個別事業の事業改善の取組に効果的な支援を行うよう努める。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省庁においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省庁があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業又は経費について

以下の事業又は経費については、行政事業レビューにおける点検の対象外とすることができる。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省庁の事務的経費（「（項）〇〇府省庁共通費」のうち「〇〇本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの又は正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）のうち、各府省庁による政策的な判断や自由裁量がほとんどないとみなせるもの

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省庁共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）

注）これらの経費について、各府省庁の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
0 1	議員歳費	×	立法府経費のため
0 2	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
0 3	職員諸手当	○	〃
0 4	超過勤務手当	○	〃
0 5	諸手当	○	
0 6	雑給与	○	
0 7	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
0 8	旅費	○	
0 9	庁費	○	
1 0	原材料費	○	
1 1	立法事務費	×	立法府経費のため
1 2	議員調査研究費	—	該当なし
1 3	渡切費	—	該当なし
1 4	委託費	○	
1 5	施設費	○	
1 6	補助金の類	○	
1 7	交際費	○	
1 8	賠償償還及び払戻金	○	
1 9	保証金	×	訟務関係のため
2 0	補償金	○	
2 1	年金及恩給	○	
2 2	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
2 3	貸付金	○	
2 4	出資金	○	
2 5	供託金利子	×	訟務関係のため
0 0	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省庁共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

令和 6 年 4 月 23 日
厚 生 労 働 省

令和 6 年度行政事業レビューにかかる行動計画

I. 基本的な考え方

行政事業レビューは、各府省庁自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省庁自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するという PDCA サイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する必要がある。

以上の基本的な考え方を踏まえ、厚生労働省が所管する事業について「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）等に沿って行政事業レビューを推進するため、行動計画を以下のとおり定める。

Ⅱ. 実施体制

厚生労働省における行政事業レビューを推進するため、厚生労働省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。チームは、事業担当課室長が行ったレビューを点検するほか、行政事業レビュー実施要領（平成25年4月2日行政改革推進会議策定。以下「実施要領」という。）第1部2（1）②に規定された取組を行う。その際、大臣官房会計課は、行政事業レビューにおけるレビュー結果の概算要求への反映や予算執行の観点から助言等を行う。また、政策立案・評価担当参事官室は、行政事業レビューにおけるEBPM的観点から目標・指標設定や政策効果の点検に係る助言等を含め、EBPM推進の実務を担う。

チームは、総括責任者、副総括責任者、事務局責任者及びメンバーをもって構成し、それぞれ別紙に掲げる者をもって充てることとする。

Ⅲ. 行政事業レビューの取組

行政事業レビューの実施にあたっては、政策立案・評価担当参事官室と連携した上で、EBPMの手法等を用いた成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげることとする。

また、外部有識者による点検は「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」など、行政事業レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて行うこととする。

【事業の点検】

1. 事業の実態把握

（1）事業単位の整理

厚生労働省の令和5年度の事業について、実施要領に基づき点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

（2）レビューシートの作成

事業所管部局は、事業単位毎にレビューシートを作成し、事業の活動・成果実績、予算の支出先、用途などの実態を把握する。

（3）レビューシートの公表

令和5年度事業、令和6年度新規事業及び令和7年度新規要求事業について、事業の自己点検や4で示す取組を行うた

め、レビューシートに入力可能な事項を入力の上、令和7年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日）までに公表を行う。

2. 事業所管部局による自己点検（事業見直し案の検討）

事業所管部局は、事業の活動・成果実績、予算の支出先、使途などの実態を踏まえ、それが本来の事業目的と合致しているか、真に効率的・効果的な支出となっているかなど、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性にも留意しながら、概算要求前までに全事業について自己点検を実施する。

3. 外部有識者による点検

自己点検を行った事業のレビューシートのうち一定数につき、外部有識者によって点検を行い、対象事業の点検結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

4. 公開プロセスの実施

事業の実態や自己点検結果を踏まえ、外部有識者によって構成される「厚生労働省行政事業レビュー外部有識者会合」において対象事業を決定した上で、外部有識者を交えて公開プロセスを実施する。

（１）外部有識者

取りまとめ役を含め厚生労働省が委嘱した外部有識者2名以上に、行革事務局が指定する外部有識者2名以上（原則、厚生労働省が委嘱した外部有識者と同じ人数とする。）を加えて実施する。

（２）公開方法

インターネットを活用し同時性・公開性を担保することとし、結果及び議事録は、後日、速やかに公開する。

（３）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、適切に対応を行う。

5. 結果の公表、概算要求・予算等への反映

公開プロセスの結果を踏まえ、公開プロセスにかからない他の事業についても、レビューを実施するとともに、公開プロセス結果の視点も踏まえ必要な横断的見直しを行うなどして、その結果を令和7年度予算の概算要求に反映させ、公表する。これを組織や制度の見直しにも活用していくこととし、適切に予算執行にも反映させることとする。

また、行政改革推進会議による検証結果を以後の予算等に反映させることとする。

6. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

国民や職員からの意見・提言募集、人事評価への反映、優良事業改善事例の選定、職員の資質向上に係る取組など、行政事業レビューの実効性を高め、その向上に資する施策について、積極的に取り組む。

(1) 国民や職員からの意見・提言募集

行政事業レビューについて、インターネット等を活用し、国民や職員からの意見・提言を募集し、有効なものについては取組として実践する。

(2) 人事評価への反映

人事評価の目標設定に当たって、コスト意識の視点から、予算執行の効率化に関する取組を盛り込む。

(3) 優良事業改善事例

優良事業改善事例について、9月末までに公表する。

(4) 職員の資質向上

レビューシートの入力方法や留意事項等を示したチェックリストを事業所管部局に配布し、自己点検をより一層実効性のあるものとする。

【基金の点検】

1. 基金シートについて

(1) 基金シート作成単位の整理

公益法人等に造成された基金について、点検の対象となる基金事業の単位を整理する。

(2) 基金シートの作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に基金シートを作成する。

(3) 基金シートの公表

基金シートは、9月中旬までに公表する。

(4) 自己点検

基金事業の実態を踏まえ、基金方式により実施する必要性があるのか、基金を造成する法人等に適格性はあるのか、基金への拠出時期や額に適切性はあるのかなど自己点検を実施する。

(5) 外部有識者による書面点検

原則全ての基金事業について、厚生労働省が委嘱した外部有識者によって書面による点検を行い、点検結果を外部有識者の所見として基金シートの所定の欄に入力する。

2. 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の作成

基金所管部局は、基金事業の単位別に地方公共団体等保有基金執行状況表を、国から出資を受けた法人等の所管部局は、出資状況表を作成する。

(2) 地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表の公表

地方公共団体等保有基金執行状況表・出資状況表は、9月中旬までに公表を行う。

(3) 精査

基金の実態を踏まえ、地方公共団体の事務負担等に留意しつつ精査を行う。

IV. 今後のスケジュール（予定）

【事業の点検】

4月～	公開プロセス対象事業の選定
5月～	外部有識者による書面点検
6月～	公開プロセスの実施
7月上旬	行政事業レビューの結果を概算要求に反映
8月末	概算要求
概算要求の翌日	レビューシートの公表
9月末	優良事業改善事例の公表

【基金の点検】

5月～

9月中旬

外部有識者による書面点検

基金シート、地方公共団体等保有基金執行状況
表及び出資状況表の公表

(別紙)

厚生労働省行政事業レビュー推進チーム

総括責任者 : 大臣官房総括審議官
副総括責任者 : 大臣官房政策立案総括審議官
事務局責任者 : 会計管理官、参事官 (調査分析・評価担当)
メンバー : 大臣官房人事課長
大臣官房総務課長
大臣官房会計課長
大臣官房地方課長
大臣官房国際課長
大臣官房厚生科学課長
大臣官房参事官 (情報化担当)
医政局総務課長
健康・生活衛生局総務課長
健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長
医薬局総務課長
労働基準局総務課長
労働基準局安全衛生部計画課長
職業安定局総務課長
職業安定局雇用開発企画課長
雇用環境・均等局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局援護企画課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
保険局総務課長
年金局総務課長
年金局事業企画課長
人材開発統括官付参事官 (人材開発総務担当)
政策統括官 (総合政策担当) 付参事官 (政策統括官
付政策統括室副室長併任)
政策統括官 (総合政策担当) 付参事官 (政策統括官
付政策統括室副室長併任)
中央労働委員会事務局総務課長

第 1 回 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2024 年 12 月 9 日（月）15:00～16:58	
場所	オンライン及び厚生労働省 17 階共用第 9 会議室	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授（座長） 高久 玲音 一橋大学 経済学部 教授（座長代理） 安藤 道人 立教大学 経済学部 教授 小野 達也 追手門学院大学 地域創造学部 教授
	厚生労働省	三村 国雄 政策立案・評価担当参事官 菊池 清隆 政策立案・評価推進官 白木 紀行 政策企画官 佐々木 和之 室長補佐 山本 剛史 統計利活用専門官
	事務局 株式会社メトリクスワーク コンサルタンツ	西野 宏 代表取締役 有本 寛 チーフコンサルタント 徳田 尚也 コンサルタント

議事

- 1 開会
 - はじめに
 - 委員紹介
 - 座長等の選定
- 2 E B P M 実践の取組状況の検証
- 3 その他

議事概要

1 開会

開催要綱に基づき、当有識者検証会の座長を田中隆一委員とすることが全会一致で決定された。また、座長からの指名により、座長代理は高久玲音委員とすることが決定された。

2 EBP M実践の取組状況の検証

(1) 厚生労働省におけるEBPMの実践の取組方針及び取組状況について

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるEBPMの実践の取組方針及び取組状況について説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- EBP Mよろず相談所について、現時点での相談件数が18件となっているが、この相談件数は多いという認識か。

→令和4年度は24件と相談件数が多く、令和5年度は11件と低調であった。今年度は職員への周知を増やした結果、18件となっており、少し増加したという認識である。

(2) 重点フォローアップ事業への支援・助言について

事務局から、資料に基づき、重点フォローアップ事業への支援・助言について説明を行った。

(3) 効果検証対象事業の取組状況・結果について

事務局から、資料に基づき、効果検証対象事業の取組状況・結果について説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 「若年者の技能検定受検料減免措置」について、国が減免措置を行った効果と、国が減免措置の除外を行った効果の両方を分析しているということか。

→参考資料4の11頁に記載のとおり、国が減免措置を行った効果（推定モデル(5)及び(6)）と、国が減免措置の除外を行ったパターン（推定モデル(1)～(3)）の両方について分析を実施している。

→実際の政策において国が減免措置の除外を行ったということであれば、分析結果の読み手への理解等も考慮して、国が減免措置の除外を行った効果に絞って分析結果を整理した方がよいのではないか。

- 政策を評価する上で、その背景となる情報を記載した方がよいのではないかと。今回は、減免措置の対象者が変わったことを活用して分析を行っているが、その変更が生じた要因やその目的を踏まえて分析結果を整理した方が、分析結果の解釈について混乱が生じないのではないかと。
- 「特定健康診査・保健指導に必要な経費」について、参考資料 5 の 11 頁において、一部の取組の効果が負で推定された要因として、全体的な受診率が横ばいである一方で取組の実施率が低下傾向にあることを挙げたが、取組間での相関が影響している可能性は考えられないか。また、例えば、会場までの送迎については実施率との相関が負となっているが、受診率の低下を受けて、当該取組を実施しているという逆因果の関係も考えられる※。
- 参考資料 5 の 6 頁において、各取組を 5 つのカテゴリーで分類しているが、カテゴリーごとの推定結果があると、どのカテゴリーが受診率に影響するのか、相対的に分けるのではないかと。
- 今回はデータの制約等から年齢別や性別、健康状態別の分析は実施していないが、受診率に大きく関係していると思われる。
- 今回は、各取組が受診率に対して正の関係にあるか、負の関係にあるかを分析しているが、保険者（自治体）での実装を踏まえると、取組のコストも無視できない。例えば、SNS を用いた周知啓発がコストも低く効果も高いということであれば、費用対効果という点で実装しやすいので、そのような観点からの分析も面白いのではないかと。
- RCT（ランダム化比較試験）といった前向き検証を用いることにより、取組の有効性を精緻に検証することが可能であると思うが、将来的な実施可能性について教えてほしい。

→まず、保険者（自治体）が新規でモデル的に事業を行う場合であれば実施可能性はあると思うが、現状、前向き検証が広く実施されている状況ではないと思われる。また、既存の取組についても同様の状況である。例えば、自治体の首長等がリーダーシップを発揮して、前向き検証を進めるということであれば、実施可能性は高まると思うが、そのような状況にはなかなかないのではないかと認識している。

→前向き検証といった理想的な検証方法と実際の取組との間に少し距離があると感じている。先ほどコストの話が出たが、コストがかからないようなやり方で、対象を絞って検証を行うということは前向き検証を進める上での重要な第一歩になる。実際の厚生労働省の事業においてテスト的に実施することを前向きに検討してほしい。

※ 本意見を踏まえ、検証会終了後、資料３（効果検証対象事業の取組状況・結果について）
５頁及び参考資料５（特定健康診査・保健指導の実施率向上に関する取組の効果検証）１１頁
の内容を一部修正

- 「困難な問題を抱える女性支援推進等事業」について、アウトカムの一部について、効果検証に必要な事前データが取得できていないとのことだが、その要因は何か。
→担当部局からの情報では、本事業に関する法律の施行により、自治体への調査時期が変わったと認識している。
→不可抗力によって当初予定していた調査が実施できなくなってしまったことは仕方がないが、リサーチデザインを事前に設計して検証している以上、変更が生じた際にリカバーするような方法を検討する必要があるのではないか。効果検証に向けては経年のデータを取得する必要がある一方、事務局は毎年変更する可能性があるので、継続性も意識しながら検証を進めていただきたい。
→重点フォローアップ事業として、定期的に事業の進捗状況の把握や検証に向けた助言は実施しているものの、不可抗力等によって予定していた検証の見直しが必要な場合もあるため、随時担当部局とコミュニケーションをとることを念頭に置きながら、業務を進めてまいりたい。
- 「地域包括支援センター等におけるＩＣＴ等導入支援事業」について、自治体へのアンケートを通じて、ＩＣＴ導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感を把握予定であると認識しているが、その状況を教えてほしい。
→よろず相談所等の機会を活用しながら、担当部局へ設問等に関する助言を行う予定である。
→ＩＣＴ導入による業務の効率化は重要であると思うが、その効果としてサービスの質が維持される・向上されることも重要である。
→このＥＢＰＭ推進業務では、行政事業レビューシートの点検も実施しており、本事業が点検対象となっていれば、ご指摘いただいた、実際の受益者への効果に係るアウトカム設定についてもフィードバックしたい。
- ＩＣＴ導入により、業務効率化の実感が改善されることは自明ではないかと思われるため、職員の労働時間や満足度がどう変化したのか等、広がりのあるアウトカムを設定してもよかったのではないかな。

3 その他

全体を通しての質疑応答とともに、議事の取りまとめが行われた。主な発言は以下のとおり。

- 本日の議事の取りまとめを行う。重点フォローアップ事業への支援・助言については、事業の実施状況やデータ取得状況を踏まえながら適切な助言を行っており、おおむね妥当であると整理する。効果検証対象事業の取組状況・結果については、取得したデータの制約等も踏まえながら、適切な手法を用いて分析しており、おおむね妥当であると整理する。本日のご意見等の詳細については、検証結果取りまとめの報告書で整理させていただきたい。

以上